

県道平戸生月線（平戸市主師町白石）の当面の交通規制について（R2.8.7）

平戸市主師町白石で発生した県道平戸生月線付近の斜面崩壊に伴う、交通規制について、下記のとおり、**規制時間の変更**を行いますので、お知らせします。

【現行】

7月24日（金）から

昼間 6：00～20：00（片側交互通行規制）

夜間 20：00～6：00（全面通行止め）

【変更】

8月8日（土）から

昼間 5：00～21：00（片側交互通行規制）

夜間 21：00～5：00（全面通行止め）

8月7日に国土交通省九州地方整備局より、照明車を借り受け、夜間の斜面監視が強化されたため

8月13日（木）5：00～終日片側交互通行規制

照明車による監視に加え、仮設防護柵の設置や、観測機器等の設置が12日までに完了予定であり、夜間の監視体制がさらに強化されるため。

夜間の交通規制について

- ・照明車による実際の目視確認状況に応じて、変更する可能性があります。
- ・強風時は、照明車が使用できないことから、全面通行止めとなる場合があります。

なお、片側交互通行規制中でも、下記の全面通行止めの規制基準となった場合は、全面通行止めを行いますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

全面通行止めの規制基準

雨量による規制基準

- ・時間雨量：30mm、24時間雨量：60mm、連続雨量：120mmのいずれかを超えた場合。
（今後の雨量による斜面変状の発生状況に応じて適宜見直していきます。）

地震による規制基準

- ・震度4以上の揺れが発生した場合。

斜面に変状があり、通行に危険の恐れがあると判断された場合